

健全化判断比率とは

平成20年4月1日から一部施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体は4つの指標で構成される「健全化判断比率」を算定し、財政の健全度について住民の皆さんへ毎年公表することとなっています。また、水道事業会計をはじめとする地方公営企業会計についても「資金不足比率」を算定し、経営状況について公表することとなっています。

健全化判断比率、資金不足比率ともに、法律が定める一定基準をオーバーすると、比率の段階に応じて、財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画を策定しなければなりません。このことは、市民生活や行政サービスの提供にも影響を与えることにもつながるため、財政運営上、重要な指標として位置づけられます。

【健全化判断比率】

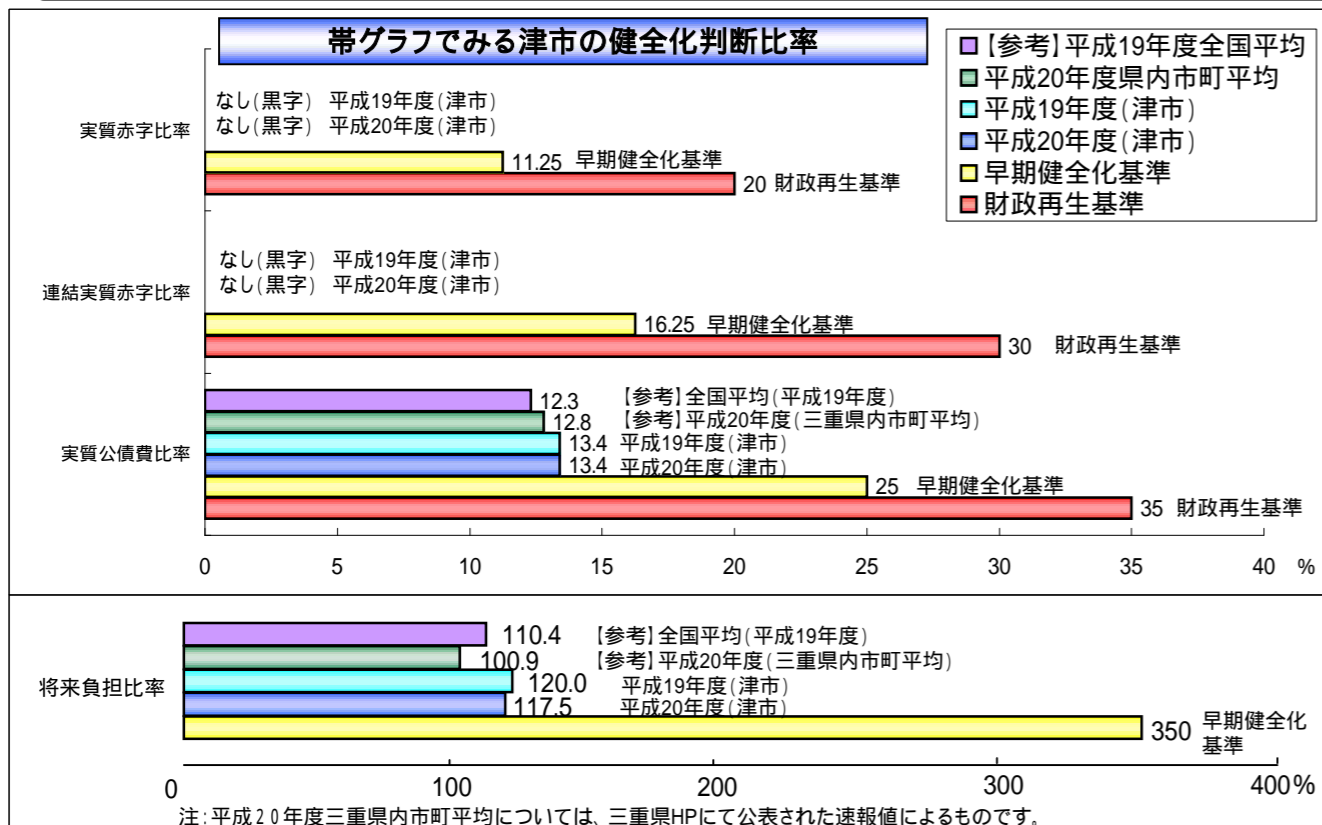
- 実質赤字比率 : 一般会計等(1)を対象とした実質赤字(2)の標準財政規模(3)に対する比率です。
- 連結実質赤字比率 : すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
- 実質公債費比率 : 一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金(4)の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、3カ年の平均で算定します。
- 将来負担比率 : 一般会計等が将来負担すべき額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。将来負担すべき額の中には財政的支援を行っている外郭団体の負債額も含まれます。

【資金不足比率】 : 公営企業会計ごとの資金の不足額(5)の事業の規模(6)に対する比率です。

平成20年度 津市の健全化判断比率の状況について

平成20年度決算による実質赤字比率、連結赤字比率は、ともに赤字が生じなかったため、算定されませんでした。また、実質公債費比率は13.4%、将来負担比率は117.5%となり、いずれも早期健全化基準を下回りました。

- 実質赤字比率 : 「-」(実質赤字なし:前年と変わらず)
- 連結実質赤字比率 : 「-」(連結実質赤字なし:前年と変わらず)
- 実質公債費比率 : 13.4%(前年比±0)
- 将来負担比率 : 117.5%(前年比 2.5%)



資金不足比率とは

水道事業会計をはじめとする地方公営企業会計についても「地方財政の健全化に関する法律」に基づき、「資金不足比率」を算定し、経営状況について住民の皆さんへ公表することとなっています。

資金不足比率は、法律が定める経営健全化基準である20%をオーバーすると、経営健全化計画を策定しなければなりません。

【資金不足比率の定義】

公営企業会計ごとの資金の不足額(5)の事業の規模(6)に対する比率です。

平成20年度資金不足比率の状況について

すべての公営企業会計において2年連続で資金不足はありませんでした。

会計名	法律に定められた基準	平成19年度	平成20年度	備考
水道事業会計	経営健全化基準 20.0%			いずれの会計も資金の不足額が生じないため、「-」表示
工業用水道事業会計				
駐車場事業会計				
農業共済事業会計				
風力発電事業特別会計				
簡易水道事業特別会計				
農業集落排水事業特別会計				
下水道事業特別会計				

用語の説明

(1)一般会計等	一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、定額給付金給付等事業特別会計を合計し、会計間の重複額を控除したものです。
(2)実質赤字	歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額が赤字となる状態を言います。
(3)標準財政規模	地方公共団体における標準的な収入額を示す数値です。通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる額で、財政指標の計算など財政状況の分析に利用されます。
(4)準元利償還金	一般会計等からそれ以外の会計への繰出金のうち元利償還金にあてられるものや、公債費に準ずる経費のことを言います。
(5)資金の不足額	一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額を言います。
(6)事業の規模	料金収入など主な営業活動から生じる収益等に相当する額を言います。